

公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団

海外研修派遣奨学金選考規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団（以下「この法人」という。）の海外研修派遣奨学金（以下「奨学金」という）の募集、選考、及び給付について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 募 集

(募集)

第2条 奨学金の募集は、埼玉県立川越女子高等学校が実施する海外研修派遣プログラム参加者の募集と同時に行う。海外派遣プログラム参加者の選考を通過した者は、あらかじめ定められた応募締め切り日までに応募書類をこの法人の代表理事宛に提出しなければならない。

(応募資格と応募)

第3条 奨学金の応募資格を有する者は、埼玉県立川越女子高等学校が実施する海外研修派遣プログラムの選考を通過した者とし、奨学金を希望する者は、あらかじめ定められた応募締め切り日までにこの法人の代表理事宛に応募書類を提出するものとする。

(応募書類)

第4条 校長は、埼玉県立川越女子高等学校が実施する海外研修派遣プログラムの選考の結果、第3条の応募資格に該当する者であることを証明する生徒一覧表、及び生徒一人一人の「志望理由」、「成績証明」、その他参考となる資料を代表理事に提出するものとする。

第3章 選 考

(選考基準)

第5条 この法人が行う奨学金給付者の選考は、次の基準に基づいて行う。

- 1 申請者の入学以来の成績が5段階評価で概ね3.5以上であること。
- 2 直近の定期健康診断において、海外研修に支障のない健康状態であること。

と。

第4章 決 定

（理事会の権限）

第6条 第4条の応募書類について、選考委員会で選考し、理事会で給付者と給付額を決定する。決定者には奨学金給付決定通知書を交付する。

（奨学金の給付時期）

第7条 給付時期は、プログラム参加費用納入期限前を原則とする。

第5章 報 告

（報告）

第8条 海外派遣研修終了後、在校生に対し研修成果の報告を行うとともに、奨学財団に文書での報告を行うこと。

第6章 雑則

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年 3月27日から施行する。

この規程は、令和5年10月11日から施行する。